

議第231号

京都市社会福祉事業基金条例の一部を改正する条例の制定について

京都市社会福祉事業基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成22年 2月17日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市社会福祉事業基金条例の一部を改正する条例

第1条 京都市社会福祉事業基金条例の一部を次のように改正する。

別表金額の欄中「2,947,089,000」を「1,517,089,000」に改める。

第2条 京都市社会福祉事業基金条例の一部を次のように改正する。

別表金額の欄中「1,517,089,000」を「1,310,089,000」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成22年4月1日から施行する。

提案理由

社会福祉事業基金の一部を処分する必要があるので提案する。